

## 第5章 放送及び有線放送

### 第1節 概 況

#### 1 放 送

我が国の放送はNHKと民間放送とによって行われており、放送の種類としては、中波放送、短波放送、超短波放送（FM放送）及びテレビジョン放送がある。

国内放送については、49年度末現在、放送事業者数は、NHKのほか民間放送が108社あり、これらの放送事業者が開設する放送局数は、6,906局となっている。放送局数の内訳は、中波放送局483局、短波放送局2局、超短波放送局451局、テレビジョン放送局5,970局である。また、民間放送108社の内訳は、ラジオ・テレビ兼営社36社、テレビ単営社54社、ラジオ単営社18社である。

このように、今日我が国の国内放送は目覚ましい普及を遂げているが、辺地にはいまだテレビジョン放送を視聴することができない世帯が残っており、また、最近では高層建築物等に起因するテレビジョン放送の受信障害が増加しつつある。

一方、国際放送は、NHKがニュース、国情紹介等を短波帯の周波数を使用して、21の言語で1日延べ37時間にわたり、18の特定の区域向けの放送及びジェネラル・サービス（全世界向け）を実施している。

#### 2 有線放送

有線放送は、有線ラジオ放送と有線テレビジョン放送とに大別される。有線ラジオ放送施設の数は、49年度末現在7,650施設であるが、このうち1,373施設は、電話の普及の遅れている農山漁村において有線ラジオ放送業務に電

話業務を併せ行っている有線放送電話である。

有線テレビジョン放送は、主として辺地におけるテレビジョン放送の共同受信施設として普及してきたが、最近では高層建築物等によるテレビジョン放送の受信障害の解消手段としても広く利用されるようになってきている。

48年1月1日から有線テレビジョン放送法が施行され、引込端子数が501以上の大規模な有線テレビジョン放送施設の設置については、郵政大臣の許可を要することとなり、49年度末現在における許可施設の数は156施設（設置済み155施設）である。

また、引込端子数が51以上で500以下の施設及び50以下の施設で自主放送を行うものは、業務の開始の届出を要することとされているが、49年度末現在の届出施設の数は7,514施設である。

## 第 2 節 放 送

### 1 放送網の形成

#### (1) 放送局の置局

##### ア. 中波放送

NHKについては、第1放送及び第2放送の2系統の放送の実施が可能となるようにしている。第1放送は報道、教育、教養、娯楽の各分野の番組を放送し、第2放送は教育番組を中心とした全国同一番組の放送を行うこととしている。民間放送については、主要な地域においては複数の放送が、その他の地域においては1の放送が可能となるようにしている。

周波数は、525kHz から 1,605kHz までの周波数を使用している。

##### イ. 短波放送

NHKについては、国際放送の実施が可能となるようにし、民間放送については、1社に対し全国放送の実施が可能となるようにしている。

周波数は、3, 5, 6, 7, 9, 11, 15及び17MHz帯の各周波数を使用している。

### ウ. 超短波放送

NHKについては、全国1系統の放送の実施が可能となるようにし、民間放送については、東京、名古屋、大阪及び福岡の4地区において、超短波放送の特質を生かした放送の実施が可能となるようにしている。

周波数は80MHz帯の周波数を使用している。

### エ. テレビジョン放送

NHKの放送については、総合番組局の放送及び教育専門局の放送がそれぞれ全国的に可能となるようにしている。

民間放送については、次の放送が可能となるようにしている。

- ① 京浜広域圏、中京広域圏、京阪神広域圏、北海道、宮城県、広島県及び福岡県においては4以上の放送。ただし、京浜、中京及び京阪神の広域圏内の各県（東京都、愛知県及び大阪府を除く。）においては、そのほかに県の区域ごとに1の放送
- ② 新潟県、長野県及び静岡県においては3の放送
- ③ 上記(ア)及び(イ)以外の地域においては、県の区域ごとに2の放送（鳥取県及び島根県においては、これらを併せた地域で3の放送）

周波数は、VHF帯12ch（第1～第12ch）、UHF帯50ch（第13～第62ch）合計62chを使用することとしている。

## (2) 放送局の設置状況

49年度末現在における放送局の設置状況は第2—5—1表のとおりである。

なお、48年10月、テレビジョン放送用周波数の第1次割当計画表の一部が修正され、49年5月31日（株）テレビ新広島（広島）に、また、49年9月27日（株）東日本放送（仙台）に対し、テレビジョン放送局（UHF）の予備免許がそれぞれ与えられた。

## 2 放送時間

### (1) NHK

49年度における中波放送、超短波放送及びテレビジョン放送の放送事項別

第 2—5—1 表 放送局の設置状況

(49年度末現在)

区 別	N H K		民 間 放 送		局数合計
	区 別	局 数	社 数	局 数	
中 波 放 送	第 1 放 送	173	49	169	483
	第 2 放 送	141			
	計	314			
短 波 放 送	国内放送	—	1	2	3
	国際放送	1	—	—	
	計	1	1	2	
超 短 波 放 送	—	444	4	7	451
テ レ ビ ジ ョ ン 放 送	総合番組局	2,095	90	1,812	5,970
	教育専門局	2,063			
	計	4,158			
合 計		4,917	—	1,990	6,907

(注) 1. 局数には中継局数を含む。

2. 民間放送の社数は、予備免許中のもの2社を含む。

放送時間は、第 2—5—2 表、第 2—5—3 表及び第 2—5—4 表のとおりである。

事項別の放送時間の比率を前年度と比較すると、中波放送、超短波放送及びテレビジョン放送とも番組改定等により若干の変化があった。

なお、テレビジョン放送の放送時間については、資源・エネルギー節減のための臨時措置として年度当初から 9 月 8 日までは 1 日当たり総合約 1 時間 40 分、教育約 1 時間 50 分それぞれ短縮し、9 月 9 日から年度末までは 1 日

当たり総合約45分、教育約30分それぞれ短縮したことによって、1週間平均放送時間が前年度に比べ減少している。

第2—5—2表 NHKの中波放送番組の放送事項別放送時間及び比率

区別	放送事項	48年度			49年度		
		1週間平均放送時間	放送時間比率	1日当たり平均放送時間	1週間平均放送時間	放送時間比率	1日当たり平均放送時間
第一放送	報道	時間分 58 20	% 43.6	時間分 19 6	時間分 53 49	% 40.3	時間分 19 4
	教育	3 48	2.8		3 41	2.8	
	教養	42 11	31.6		42 30	31.9	
	娯楽	29 26	22.0		33 25	25.0	
	計	133 45	100.0		133 25	100.0	
第二放送	教育	107 2	82.7		98 58	76.4	
	教養	15 33	12.0	18 30	17 42	13.7	18 30
	報道	6 55	5.3		12 50	9.9	
	計	129 30	100.0		129 30	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

第2—5—3表 NHKの超短波放送番組の放送事項別放送時間及び比率

放送事項	48年度			49年度		
	1週間平均放送時間	放送時間比率	1日当たり平均放送時間	1週間平均放送時間	放送時間比率	1日当たり平均放送時間
報道	時間分 18 26	% 14.5	時間分 18 7	時間分 17 57	% 14.2	時間分 18 2
教育	9 51	7.8		9 51	7.8	
教養	61 13	48.3		65 44	52.1	
娯楽	37 18	29.4		32 43	25.9	
計	126 48	100.0		126 15	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

第2—5—4表 NHKのテレビジョン放送番組の放送事項別放送時間及び比率

区 別	放 送 事 項	48 年 度			49 年 度		
		1 週 間 平 均 放 送 時 間	放 送 時 間 比 率	1 日 当 た り 平 均 放 送 時 間	1 週 間 平 均 放 送 時 間	放 送 時 間 比 率	1 日 当 た り 平 均 放 送 時 間
総 合 番 組 局	報 道	時間 分 44 29	35.7%	17時間49 分、うち 17時間48 分がカラ ー放送	時間 分 43 54	36.7%	17時間5 分、うち 17時間4 分がカラ ー放送
	教 育	12 31	10.0		16 34	13.8	
	教 養	42 45	34.3		32 57	27.6	
	娛 楽	25 1	20.0		26 9	21.9	
	計	124 46	100.0		119 34	100.0	
教 育 専 門 局	教 育	102 12	83.0	17時間35 分、うち 5時間9 分がカラ ー放送	100 38	84.9	16時間56 分、うち 5時間37 分がカラ ー放送
	教 養	20 47	16.9		17 42	15.0	
	報 道	8	0.1		11	0.1	
	計	123 7	100.0		118 31	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

## (2) 民間放送

49年度における中波放送、超短波放送及びテレビジョン放送の放送事項別放送時間比率は、第2—5—5表及び第2—5—6表のとおりである。

各放送の種類ごとの1日当たりの放送時間は、前年同期と大きな変化はないが、テレビジョン放送の放送時間については、48年11月資源・エネルギー節減のため郵政大臣から午前零時以後の放送の自粛要請が出され、49年度当初は全社平均で36分間短縮された。また、49年9月この要請が撤廃された後も“資源とエネルギーを大切にする運動”に対する協力によって年度末には自粛前に比べ17分間短縮されている。

また、各放送の種類ごとの放送番組のうち教育番組及び教養番組を合わせた時間比率は、ラジオ放送25.7%（前年同期25.6%）、テレビジョン放送37.4%（同38.0%）であって前年同期と大きな変化はなく、商業番組の占め

第2—5—5表 民間放送のラジオ放送番組の放送事項別放送時間比率

放送事項	49年第1期(1月～3月)			50年第1期(1月～3月)		
	商業番組	自主番組	全放送番組	商業番組	自主番組	全放送番組
報道	14.1%	11.6%	13.5% (4.8)	13.9%	10.4%	13.0% (5.2)
教育	6.3	4.4	5.8 (10.9)	6.2	3.5	5.5 (10.2)
教養	19.6	20.5	19.8 (32.0)	21.1	17.6	20.2 (33.3)
娯楽	12.6	14.7	13.1 (0.1)	13.1	16.6	14.0 (0.1)
音楽	44.6	47.7	45.4 (51.8)	42.8	50.7	44.9 (50.9)
スポーツ	1.4	0.5	1.2	1.6	0.6	1.3
広告	1.2	0.2	0.9	1.1	0.3	0.9
その他	0.2	0.4	0.3 (0.4)	0.2	0.3	0.2 (0.3)
計	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0	100.0	100.0 (100.0)
商業・自主番組の比率	74.5 (54.1)	25.5 (45.9)	100.0 (100.0)	73.6 (56.7)	26.4 (43.3)	100.0 (100.0)

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

- (注) 1. 中波放送、短波放送及び超短波放送の合計53社の平均である。  
 2. 「商業番組」とは、放送番組のうち広告主に売られている番組をいい、「自主番組」とは、その他の番組をいう。  
 3. 「全放送番組」の欄及び「商業・自主番組の比率」の欄における( )内は、超短波放送の4社平均の再掲である。

る比率も前年同期と大きな変化はない。

なお、広告主の産業種別比率は第2—5—7表のとおりであって、前年同期と大きな変化がなく、ラジオ放送及びテレビジョン放送とも製造業が最高位を占めている。

第 2—5—6 表 民間放送のテレビジョン放送番組の放送事項別放送時間比率

放送事項	49年第1期(1月～3月)			50年第1期(1月～3月)		
	商業番組	自主番組	全放送番組	商業番組	自主番組	全放送番組
報道	11.1%	13.4%	11.4%	10.8%	14.1%	11.3%
教育	11.7	16.8	12.3	11.5	15.6	12.1
教養	26.1	21.6	25.6	25.8	22.2	25.3
娯楽	47.9	41.6	47.1	48.7	42.8	47.8
スポーツ	2.6	2.0	2.6	2.7	2.3	2.7
広告	0.5	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4
その他	0.1	3.9	0.5	0.1	2.6	0.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
商業・自主番組の比率	87.4	12.6	100.0	85.9	14.1	100.0

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注) 1. 49年については、テレビジョン放送の87社の平均であり、また50年については同88社の平均である。

2. 「商業番組」とは、放送番組のうち広告主に売られている番組をいい、「自主番組」とは、その他の番組をいう。

### 3 放送の受信状況

NHKが49年11月に行った全国聴視率調査によれば、テレビジョン放送(NHK及び民間放送)に対する国民の接触率(テレビジョン放送を少しでも見た人の割合)は、平日93%でほとんどの国民が何らかの形でテレビジョン放送を見ていることを示している。また、視聴時間は1日平均3時間38分に及んでいる。一方、ラジオ放送に対する国民の接触率は平日29%であり、テレビジョン放送に比較して国民の接触率は低く、聴取時間も少ないが、ラジオ放送は聴取者態様の変化に対応することによって、安定した聴取状況を

第2-5-7表 広告主の産業種別放送時間比率

分 類	49年第1期 (1月~3月)		50年第1期 (1月~3月)	
	ラジオ	テレビ	ラジオ	テレビ
農 林 漁 業	0.2%	0.4%	0.1%	0.4%
鉱 業・建 設 業	1.0	2.7	1.2	2.2
製 造 業	52.0	62.8	52.9	63.8
調 味 料 品 飲 食 の 他 の 食 料 品 印 刷 の 食 出 版 品 織 維 紡 績 そ の 他 の 製 品 医 薬 ・ 化 粧 品 石 け ん ・ 化 学 製 品 レ コ ー 下 具 機 械 ・ 器 造 品 そ の 他 の 製 造 品	1.6	3.3	1.4	3.0
	4.4	6.8	4.5	6.8
	3.8	10.7	4.5	12.3
	4.3	0.6	4.6	0.7
	3.0	2.6	1.6	2.3
	2.3	6.5	2.0	6.4
	2.4	11.6	2.6	12.0
	0.8	1.2	0.7	1.3
	6.0	0.1	6.3	0.1
	16.3	12.3	17.6	12.0
	7.1	7.1	7.1	6.9
商 業	24.9	17.6	25.4	16.7
百 貨 店 業 そ の 他 の 商 業	2.7	2.1	2.5	2.0
	22.2	15.5	22.9	14.7
金 融・保 険 業	2.5	2.0	2.6	1.6
金 融 ・ 証 券 保 險	2.3	1.0	2.1	0.8
	0.2	1.0	0.5	0.8
運 輸・通 信・そ の 他 の 公 益 事 業	3.8	2.1	3.6	2.1
運 益 事 輸 業 公 益 の 他	2.2	1.0	2.1	1.0
	1.4	0.8	1.2	0.8
	0.2	0.3	0.3	0.3
サ ー ビ ス 業	13.5	6.9	12.0	6.6
映 画 劇 場 及 び 興 行 教 育 非 営 利 団 体 案 内 代 理 業 旅 行 の 館 他	1.2	0.8	0.9	0.8
	2.3	0.2	1.6	0.3
	2.3	0.7	2.5	0.7
	2.0	0.9	1.4	0.6
	1.4	1.6	1.3	1.5
	4.3	2.7	4.3	2.7
公 務	1.4	2.3	1.7	2.7
そ の 他 の 産 業	0.7	3.2	0.5	3.9
計	100.0	100.0	100.0	100.0

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注) 49年については、中波放送、短波放送及び超短波放送の合計53社並びにテレビジョン放送の87社全体の平均であり、また、50年については、同53社及び同88社の平均である。

保っている（第 2—5—8 表及び第 2—5—9 表参照）。

NHKの受信契約数は第 2—5—10 表のとおり逐年増加し、49 年度末現在

第 2—5—8 表 テレビ・ラジオ接触者率の変化

(全国, 7 歳以上の国民)

調査年月		46.11	47.6	47.10	48.6	48.11	49.11
テレビ	平日	96%	94%	95%	95%	95%	93%
	日曜	95	93	94	93	94	96
ラジオ	平日	29	30	30	31	30	29
	日曜	21	22	21	23	21	21

「全国聴視率調査」(NHK)による。

第 2—5—9 表 テレビ・ラジオ平均聴視時間量

(全国, 7 歳以上の国民)

区 別		調査年月	午 前	午 後	夜 間	一 日
			時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
テレビ	平日	48.11	47	39	2 0	3 26
		49.11	47	45	2 6	3 38
	日曜	48.11	49	1 15	2 13	4 17
		49.11	57	1 31	2 21	4 49
ラジオ	平日	48.11	14	13	8	35
		49.11	15	13	9	36
	日曜	48.11	11	9	6	26
		49.11	12	9	6	27

「全国聴視率調査」(NHK)による。

(注) 午前 6:00~12:00, 午後 12:00~18:00, 夜間 18:00~24:00

普通契約520万9,702件、カラー契約2,054万3,694件、合計2,575万3,396件となっている。

なお、47年3月を境にカラー契約数が普通契約数を上回り、引き続き毎月カラー契約数は増加し、普通契約数は減少の傾向をたどっている。

第2-5-10表 NHKの受信契約者数の推移

年度末	普通契約		カラー契約		計	
	契約数	普及率	契約数	普及率	契約数	普及率
44	18,091,748	75.1%	3,995,800	16.6%	22,087,548	91.7%
45	15,155,931	63.0	7,662,636	31.8	22,818,567	94.8
46	11,725,975	42.1	11,794,279	42.3	23,520,254	84.4
47	8,802,517	31.4	15,630,946	55.6	24,433,463	87.0
48	6,589,370	23.4	18,335,615	65.3	24,924,985	88.7
49	5,209,702	18.6	20,543,694	73.1	25,753,396	91.7

- (注) 1. 「普通契約」とは、テレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約をいい、「カラー契約」とは、テレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約をいう。
2. 46年度において普及率が大幅に低下したのは、普及率の算定に当たり、45年度以前は40年の国勢調査による世帯数を、46年度以降は45年の国勢調査による世帯数を用いたためである。

#### 4 テレビジョン放送の難視聴解消

##### (1) 難視聴の現状

###### ア. 辺地におけるテレビジョン放送の難視聴

現在、全国的にはほとんどの地域で放送を受信できるようになっている。それだけに一部の地域における放送を受信できない世帯の存在が目立ってきた。特にテレビジョン放送の難視聴については、テレビジョン放送が国民の日常生活に不可欠なものとなった今日、重要な課題となっている。49年度末

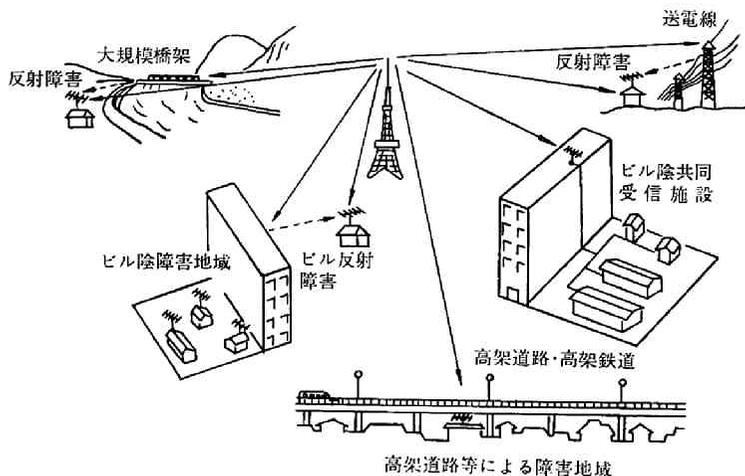
現在NHKについては難視聴世帯数は、全国で約91万世帯、民間放送については約230万世帯と推定されている。

#### イ. 都市におけるテレビジョン放送の受信障害

近年、高層建築物、高架鉄道、高架道路、送電線等によりテレビジョン放送電波がさえぎられたり、反射したりするために、テレビジョン放送が見えにくくなる現象が増加している。

高層建築物等によって電波の直接波がさえぎられること、あるいは高層建築物等による電波の反射波が生ずることが原因となって、画面にスノー・ノイズと呼ばれる細かいはん点が見れたり、ゴーストと呼ばれる多重像が見れたりする。

第2-5-11 図 高層建築物等による受信障害概念図



都市内では、高層建築物や高架道路等が多く、これらの原因が複合して全体的にテレビジョン放送の映りが悪いところが増えている。高層建築物等によってテレビジョン放送の映りが悪くなる現象を通常は都市受信障害といっている。

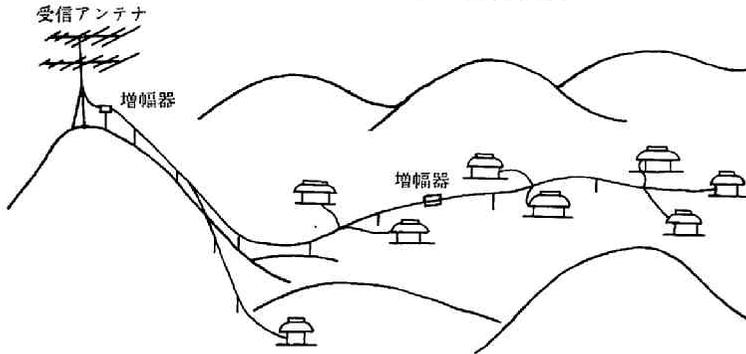
49年度末現在、高層建築物等によって生じているテレビジョン放送の受信

障害世帯数は全国で約44万世帯と推定されている。

(2) 難視聴の解消

辺地の難視聴の解消については、中継局及び共同受信施設の設置により措置している。NHK及び民間放送の辺地難視聴解消の年度別措置状況は第2—5—13表及び第2—5—14表のとおりである。

第2—5—12図 辺地共同受信施設概念図



第2—5—13表 NHKの年度別辺地難視聴解消措置状況

年 度	中継局設置地区数	共同受信施設設置数
45	240	800
46	220	1,000
47	220	1,010
48	222	1,010
49	199	900

第2—5—14表 民間放送の年度別中継局設置状況

年 度	44	45	46	47	48	49
中継局建設局数	195	191	170	144	191	199

難視聴の解消は、世帯のまとまりの大きい地域から順次行われている。NHKの場合数百世帯のまとまりのものはほとんど中継局の設置又は共同受信施設の設置により措置されており、高層建築物等による受信障害の解消については、原因者責任の建前で、原因者（ビルの建築主、所有者等）が経費を負担して共同受信施設を建設したり、個別のアンテナの改善を行うなどの措置を講ずるのが通例となっている。

しかしながら、今後辺地の難視聴の解消は、少数世帯を対象とするケースが多くなることもあって、技術的、経営的に種々の困難な問題があると予想される。また高層建築物等による受信障害の解消についても、今後高層建築物等の増加に伴う受信障害の態様の複雑化により、その解決が困難になると予想される。

一方、最近地方公共団体の中には、中高層建築物の建築に関する指導要綱又は環境保全に関する条例を定め、その中で中高層建築物による受信障害について建築主に対し相応の対応策を講ずべきことを求めているところが年々多くなっている状況にある。

これらの事情にかんがみ、郵政省においては、48年度に学識経験者等から成る「テレビジョン放送難視聴対策調査会」を設置し、同調査会において、これらの難視聴の実態、難視聴解消の技術的方策、難視聴解消の費用負担に関する問題点、難視聴解消に関する法制上の問題点を調査し、その結果が50年8月に取りまとめられたところであり、その内容は総論においてふれたとおりである。

## 5 放送大学（仮称）の設置構想

放送媒体を主たる教育手段として国民各層に広く高等教育を開放しようとする新しい形態の大学として、放送大学（仮称）の構想がある。これは、これまで時間的、地理的、更には年齢的制約があるため、高等教育を受ける機会に恵まれなかった勤労青年や社会人に対して、放送その他の媒体を総合的に活用した新しい方法、形態の高等教育を提供しようとするものである。

文部省に設置された放送大学（仮称）設置に関する調査研究会議は、48年3月に放送大学（仮称）の基本構想の中間まとめを発表したが、その後1年間の調査研究の結果、49年3月、「放送大学（仮称）の基本構想」を発表した。この構想で述べられている事項のうち、放送利用に関する事項の概要については、次のとおりである。

なお、この基本構想を基として、更に、新大学の創設に必要な事項について準備調査が行われているところである。

- ① この大学は、特殊法人とすること。
- ② 大学が放送局の免許を受け、番組の制作及び放送のための人員、施設を持つこと。
- ③ 放送番組を制作する組織は、学長の統括の下に置くこと。
- ④ 放送番組審議機関を置くこと。
- ⑤ 大学の教育内容は、電波により直接一般国民にも視聴されるので、政治的に公平であることが要請される。これを学内の組織において確認できるような工夫をする必要があること。

## 6 多重放送

国民の情報需要にこたえるとともに、有限である電波の効率的使用を図るための一方策として、既存のテレビジョン放送や超短波放送（FM放送）の電波にその放送とは別の情報を重畳して放送を行う多重放送（テレビジョン放送の音声多重、静止画、字幕、ファクシミリ等及びFM放送の音声信号、4チャンネルステレオ、ファクシミリ等）の実施について調査研究を行うため、郵政省においては、49年7月に学識経験者11名から成る「多重放送に関する調査研究会議」を設置し、多重放送に関する需要動向調査、多重放送の種類とその実用化に関する調査研究及び多重放送実施に伴う放送体制の在り方に関する研究について、50年度末を目途に検討を進めているところである。

49年度において同調査研究会議は、外国事情、多重放送機器の開発実験状

況、多重放送の市場性、利用分野、利用方法、需要動向等について多角的な調査研究を重ねたが、50年度においては、これらについて更に引き続き調査研究を行うとともに、多重放送の実施主体と放送体制、法制等制度面について調査研究を行うこととしている。

## 7 国際放送

国際放送には、郵政大臣の命令による国際放送とNHKの業務としての国際放送とがあり、NHKはこれらを一体として行っている。

放送番組は、ニュース等報道番組が約64%でその大半を占め、次いで国情紹介番組が約31%となっている。使用周波数帯は6MHz～17MHzである。

49年度における国際放送の実施状況の概要は次のとおりである。

### (1) 放送区域 (18)

欧州、欧州(ロシア)、北米東部、北米西部、中米、アフリカ、中東・北アフリカ、南米、ハワイ、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、大洋州、東南アジア、南西アジア、フィリピン・インドネシア、東アジア、朝鮮

このほか全世界向けのジェネラル・サービスがある。

### (2) 放送時間 1日延べ37時間

区域別放送(放送区域18)延べ23時間30分、ジェネラル・サービス13時間30分である。

### (3) 使用語 (49年度末現在21)

英語、ドイツ語、フランス語、スウェーデン語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、中国語、インドネシア語、マレー語、タイ語、ビルマ語、ヴェトナム語、ヒンディ語、ウルドゥ語、ベンガル語、アラビア語、スワヒリ語、朝鮮語、日本語

## 8 事業経営状況

## (1) N H K

## ア. 事業収支状況

49年度の収支決算は第2—5—15表のとおりである。これによると、49年度

第2—5—15表 NHKの損益計算書

(単位：百万円)

区 別	48 年 度	49 年 度	増 △ 減
経常事業収入	118,723	125,786	7,063
受 信 料	116,010	122,474	6,464
交 付 金 収 入	204	293	89
雑 収 入	2,509	3,019	510
経常事業支出	119,679	129,834	10,155
給 与	41,669	49,776	8,107
国 内 放 送 費	30,100	31,074	974
国 際 放 送 費	791	811	20
営 業 費	13,315	14,732	1,417
調 査 研 究 費	1,875	1,711	△ 164
管 理 費	12,563	14,305	1,742
減 価 償 却 費	16,332	13,934	△ 2,398
財 務 費	3,034	3,491	457
経常事業収支差金	△ 956	△ 4,048	—
特 別 収 入	31,549	1,036	△ 30,513
特 別 支 出	12,724	1,011	△ 11,713
事業収支差金	17,869	△ 4,023	—

の経常事業収入は、1,258億円であり、前年度に比べ71億円の増加となっている。このうち、その大部分を占める受信料収入は1,225億円で前年度に比べ65億円増であり、普通受信料収入は197億円、カラー受信料収入は1,028億円となっている。

一方、経常事業支出は、1,298億円であり、前年度に比べ102億円の増加となっている。この内訳は、給与498億円、国内放送費311億円、国際放送費8億円、営業費147億円、調査研究費17億円、管理費143億円、減価償却費139億円及び財務費35億円である。

この結果、経常事業収支においては、40億円の支出超過となった。

また、経常事業収支の推移は第2—5—16表のとおりであり、これによると、事業収支状況は年々悪化しており、特に47年度からは支出超過となっている。

#### イ. 資産、負債及び資本の状況

49年度末における貸借対照表の概要は第2—5—17表のとおりであり、その

第2—5—16表 NHKの事業収支（決算額）の推移

（単位：百万円）

区 別 年度別	経 常 事 業 収 入	経 常 事 業 支 出	経 常 事 業 収 支 差 金
40	71,301	60,694	10,607
41	75,230	66,214	9,016
42	78,802	71,345	7,457
43	79,154	77,265	1,889
44	84,799	83,174	1,625
45	92,062	90,548	1,514
46	100,986	100,593	393
47	109,979	110,545	△ 566
48	118,723	119,679	△ 956
49	125,786	129,834	△4,048

資産総額は1,544億円で、前年度末に比べ37億円の減少となっている。このうち、固定資産は1,240億円であり、前年度末に比べ7億円の減少となっている。このほか、流動資産は294億円で、30億円の減、特定資産及び繰延勘定は10億円で、前年度とはほぼ同額となっている。

負債総額は615億円、資産総額に対し39.8%で、前年度末に比べ4億円増加となっている。このうち、放送債券は89億円、長期借入金は318億円である。

また、資本は929億円であり、前年度末に比べ40億円の減少となっている。これは当期事業収支差金が40億円の赤字となったためである。

第2-5-17表 NHKの貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	48 年 度 末	49 年 度 末	増 △ 減
(資産の部)			
流 動 資 産	32,355	29,387	△ 2,968
固 定 資 産	124,767	124,030	△ 737
特 定 資 産	886	886	0
繰 延 資 産	78	114	36
資 産 の 部 合 計	158,086	154,417	△ 3,669
(負債及び資本の部)			
流 動 負 債	15,575	16,429	854
固 定 負 債	45,591	45,091	△ 500
(負 債 合 計)	(61,166)	(61,520)	(354)
資 本	75,000	75,000	0
積 立 金	4,052	21,920	17,868
当期事業収支差金	17,868	△ 4,023	△21,891
(資 本 合 計)	(96,920)	(92,897)	(△4,023)
負 債 及 び 資 本 合 計	158,086	154,417	△ 3,669

## (2) 民間放送

民間放送の収入は、主として企業の広告費に依存している。広告費の国民総生産に占める割合は、ここ数年1%を割り、漸減傾向にあるが、49年は例

年になく大きく落ち込んだ。広告費のうち、ラジオ、テレビを媒体とする広告に投入される金額の総広告費に占める割合は、ここ10年36%~38%の間にあったが、49年は38.2%と微増した。

国民総生産とラジオ収入及びテレビ収入との関係は第2—5—18表及び第2

第2—5—18表 国民総生産と

年 度	国 民 総 生 産		ラ ジ オ 収 入		テ レ ビ
	金 額(A)	指 数	金 額(B)	指 数	金 額(C)
31	99,509	100	131	100	35
32	112,489	113	157	120	68
33	117,850	118	159	121	118
34	136,089	137	161	123	264
35	162,070	163	170	130	406
36	198,528	200	170	130	589
37	216,595	218	159	121	698
38	255,921	257	161	123	898
39	296,619	298	160	122	1,042
40	328,125	330	148	113	1,083
41	384,495	386	170	130	1,257
42	453,221	455	208	159	1,525
43	533,680	536	247	189	1,728
44	629,972	633	316	241	2,185
45	732,372	736	398	304	2,660
46	814,464	818	432	330	2,858
47	955,644	960	499	381	3,304
48	1,177,215	1,183	606	463	4,018
49	1,359,203	1,366	664	507	4,400

(注) ラジオ収入及びテレビ収入は、日本民間放送連盟資料による。

—5—19図のとおりである。

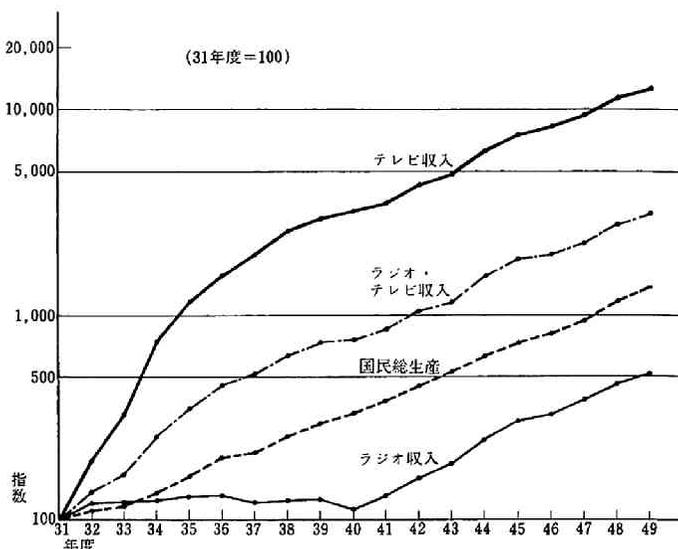
49年度の経営状況についてみると、不況の深刻化に伴って、自動車、家電、繊維等大手の広告の手控えと一般の緊縮ムードの影響をうけて収入は伸び悩んだ一方、物価の高騰によって番組制作費や人件費等が上昇し、費用の伸び

ラジオ・テレビ収入の推移

(単位：億円)

収入 指数	ラジオ収入・テレビ収入合計		B/A	C/A	D/A
	金額 (D)	指数			
100	166	100	0.13%	0.04%	0.17%
194	225	136	0.14	0.06	0.20
337	277	167	0.13	0.10	0.24
754	425	256	0.12	0.19	0.31
1,160	576	347	0.10	0.25	0.36
1,683	759	457	0.09	0.30	0.38
1,994	857	516	0.07	0.32	0.40
2,566	1,059	638	0.06	0.35	0.41
2,977	1,202	724	0.05	0.35	0.41
3,094	1,232	742	0.05	0.33	0.38
3,591	1,427	860	0.04	0.33	0.37
4,357	1,733	1,044	0.05	0.34	0.38
4,937	1,975	1,190	0.05	0.32	0.37
6,243	2,501	1,507	0.05	0.35	0.40
7,600	3,058	1,842	0.05	0.36	0.42
8,166	3,290	1,982	0.05	0.35	0.40
9,440	3,803	2,291	0.05	0.35	0.40
11,480	4,624	2,786	0.05	0.34	0.39
12,571	5,064	3,051	0.05	0.32	0.37

第2—5—19 図 国民総生産とラジオ・テレビ収入の推移



が大きかった。このため、利益は前年度に比べ大きく落ち込んだ会社が多く、105社中中波放送単営社及び創業後日の浅いUHFテレビジョン放送単営社等の10社が赤字を計上した。しかし、成長期にあるUHFテレビジョン放送単営社やFM放送単営社は比較的業績がよく、配当を開始したもの、増配を行ったものもある。

なお、49年度の収支状況の概要は第2—5—20表のとおりである。

第2—5—20 表 民間放送事業者の収支状況

(単位：百万円)

事業別	項目	営業収入		計	営業費用		計	利益
		営業収入	営業外収入		営業費用	営業外費用		
中波放送 テレビジョン 放送	兼営社	217,032	10,353	227,385	196,163	8,651	204,814	22,571
	VHFテレビ ジョン放送	213,390	10,277	223,667	192,817	8,442	201,259	22,408
UHFテレビ ジョン放送	兼営社 (2社)	3,642	76	3,718	3,346	209	3,555	163

テレビジョン放送	単営社	266,724	8,105	274,829	241,160	11,738	252,898	21,931
VHFテレビジョン放送	単営社 (14社)	207,457	6,884	214,341	191,634	7,789	199,423	14,918
UHFテレビジョン放送	単営社 (38社)	59,267	1,221	60,488	49,526	3,949	53,475	7,013
中波放送 短波放送 超短波放送	単営社	31,113	1,829	32,942	29,005	1,080	30,085	2,857
中波放送	単営社(12社)	25,251	1,404	26,655	23,792	1,003	24,795	1,860
短波放送	単営社(1社)	1,433	377	1,810	1,526	34	1,560	250
超短波放送	単営社(4社)	4,429	48	4,477	3,687	43	3,730	747
合計	(105社)	514,869	20,287	535,156	466,328	21,469	487,797	47,359

- (注) 1. 本表は、各民間放送事業者の50年3月を最終とする最近1か年間の収支決算報告書により集計したものである。  
 2. ファー・イースト・ブロードキャスティング・カンパニー、関東日本放送及び關テレビ新広島を除く。

### 第3節 有線放送

#### 1 有線ラジオ放送

49年度末における有線ラジオ放送施設は7,650施設であって前年度末に比べ119施設の増となっている。

有線ラジオ放送には、農山漁村において地域の事情や農事関係のニュースを流すものあるいはこれらの業務とラジオの共同受信を併せ行っているもの、街頭において宣伝広告を行うもの及び都市において飲食店等に音楽を送るものがある。

農山漁村において地域の情報や農事関係のニュースを流している有線ラジオ放送あるいはこれらの業務とラジオの共同受信を併せ行っている有線ラジオ放送には、このような業務のみを行っているものと、更にこのような業務のほか電話業務をも行う有線放送電話とがある。49年度末現在、前者は4,313

第 2—5—21 表 都道府県別有線ラジオ放送施設数

(49年度末現在)

都道府県別	施設数	都道府県別	施設数	都道府県別	施設数
北海道	221	石川	207	岡山	169
青森	133	福井	46	広島	339
岩手	116	山梨	56	山口	170
宮城	82	長野	246	徳島	65
秋田	38	岐阜	102	香川	89
山形	76	静岡	163	愛媛	429
福島	63	愛知	249	高知	128
茨城	93	三重	310	福岡	278
栃木	70	滋賀	69	佐賀	105
群馬	103	京都	80	長崎	81
埼玉	120	大阪	151	熊本	243
千葉	137	兵庫	249	大分	58
東京	388	奈良	107	宮崎	75
神奈川	246	和歌山	231	鹿児島	496
新潟	97	鳥取	488	沖縄	38
富山	67	島根	83	計	7,650

施設であって前年度末に比べ315施設の増、後者は1,373施設であって前年度末に比べ183施設の減となっている。街頭放送を行っているものは、49年度末現在1,505施設であり、前年度末に比べ5施設の減となっている。

都市において飲食店等に音楽を流すものは、有線音楽放送と通称され、49年度末現在459施設で前年度末に比べ5施設の減となっている。

有線ラジオ放送の都道府県別施設数は第2—5—21表のとおりである。

## 2 有線テレビジョン放送

有線テレビジョン放送は、30年ごろからテレビジョン放送の共同受信施設として急速に普及し今日に至っているが、48年1月1日から有線テレビジョン放送法が施行されたことにより、施設の規模が引込端子数501以上を有する有線テレビジョン放送施設については、郵政大臣の許可を、また、引込端子数51以上で500以下の施設及び50以下の施設で自主放送を行うものは、業務の開始の届出を要することとなっている。

有線テレビジョン放送の受信者は、許可施設、届出施設及び業務の開始の届出を要しない施設（引込端子数50以下でテレビジョン放送の再送信のみを行うもの）の受信者を合わせると49年度末で約124万と推定される。

49年度末現在の有線テレビジョン放送施設（許可施設、届出施設）の都道府県別施設数は、第2—5—22表のとおりであり、兵庫県、東京都、岐阜県、京都府等が比較的多くなっているが、これらの地域では地形による難視聴の解消、高層建築物等による受信障害の解消、番組の多様化等に対する需要が多い結果と考えられる。

### (1) 届出施設

49年度末現在の届出に係る有線テレビジョン放送施設は、7,514施設であって前年度に比べ1,014施設（13.5%）の増となっているが、特に、都市の高層化の進んでいる東京、大阪及びその周辺の地域、山陽新幹線が建設された地域等における増加の傾向が著しい。

届出施設における有線テレビジョン放送の運営主体は、そのほとんどが受

第 2—5—22 表 都道府県別有線テレビジョン放送施設数

(49年度末現在)

都道府県	許可施設	届出施設	計	都道府県	許可施設	届出施設	計
北海道	13	274	287	滋賀	0	107	107
青森	0	76	76	京都	2	303	305
岩手	1	123	124	大阪	0	147	147
宮城	0	86	86	兵庫	9	650	659
秋田	0	126	126	奈良	0	98	98
山形	0	121	121	和歌山	5	244	249
福島	1	170	171	鳥取	0	85	85
茨城	1	117	118	島根	1	163	164
栃木	2	51	53	岡山	9	213	222
群馬	2	145	147	広島	2	221	223
埼玉	2	77	79	山口	2	133	135
千葉	3	170	173	徳島	3	100	103
東京	7	392	399	香川	3	24	27
神奈川	8	181	189	愛媛	1	203	204
新潟	0	126	126	高知	1	199	200
富山	0	32	32	福岡	6	183	189
石川	0	83	83	佐賀	3	79	82
福井	0	112	112	長崎	2	175	177
山梨	9	91	100	熊本	0	104	104
長野	5	238	243	大分	3	145	148
岐阜	3	317	320	宮崎	0	95	95
静岡	27	229	256	鹿児島	3	124	127
愛知	11	208	219	沖縄	1	29	30
三重	5	145	150	計	156	7,514	7,670

信者によって構成された法人格のない社団であり、これらの社団のうち43.1%に当たる3,242施設（NHK調べ）は、NHKと地元住民団体が共同で施設を設置運営しているものである。これらの施設の行っている業務は、テレビジョン放送の難視聴解消を目的とする同時再送信が圧倒的多数を占めている。

料金は、NHK辺地共同受信施設においては、契約料（加入金）については5,000円以上1万円までのものが多いのに対し、NHK辺地共同受信施設以外の施設においては、1万円以上2万円までのものが多く、また、利用料については、両者とも月額100円以下のものが多い。

なお、都市において高層建築物等によって生じた受信障害を解消するため、ビルの建築主等原因者によって設置されたいわゆる補償施設を任意団体が管理運営しているものにあつては、契約料は無料、利用料は月額50円あるいは100円程度としているものが多い。

## （2）許可施設

49年度末現在の許可施設の数は、156施設であつて前年度末に比べ7施設（4.5%）の増となっている。

その運営主体、施設の規模等は、次のとおりである。

### ア．運営主体及び規模

運営主体別及び規模別にみた施設数は、第2—5—23表のとおりであるが、運営主体別では任意団体によるものが101施設であつて、許可施設総数の64.7%を占め、次いで営利法人、地方公共団体、農協等協同組合の順となつており、施設の規模別では、営利法人によって運営されるものに大規模なものが見受けられ、最大のは引込端子数1万8,480となっている。

### イ．業務

業務別にみた施設数は、第2—5—24表のとおりであるが、そのほとんどがテレビジョン放送の再送信を行うものであり、自主放送を行うものは極めてわずかである。

再送信を行うものの目的は、第2—5—25表のとおりで届出施設の場合と

第 2—5—23 表 運営主体別・規模別有線テレビジョン放送施設数

(49年度末現在)

運 営 主 体	施設の規模 (引込端子の数)					計	構成比 (%)
	1,000 以下	1,001 ~3,000	3,001 ~5,000	5,001 ~1万	1万以上		
営 利 法 人	11	15	4	2	2	34	21.8
任 意 団 体	74	27				101	64.7
地方公共団体	3	3	1			7	4.5
公 益 法 人	1	3	1			5	3.2
特 殊 法 人	1					1	0.7
農協等協同組合	3	1		1		5	3.2
そ の 他	2	1				3	1.9
計	95	50	6	3	2	156	100

(注) 運営主体の「その他」は、個人が設置しているものである。

第 2—5—24 表 業務別有線テレビジョン放送施設数

(49年度末現在)

区 別	施 設 数	構 成 比 (%)
再 送 信	138	88.5
再 送 信, 自 主 放 送	17	10.9
自 主 放 送	1	0.6
計	156	100.0

同様難視聴解消を目的としているものが多い。

なお、営利法人等による大規模施設は、主として番組の多様化を目的としているものである。

第2—5—25表 再送信業務の目的別施設数  
(49年度末現在)

区 別	施 設 数	構 成 比(%)
難 視 聴 解 消	93	60.0
難視聴解消・番組多様化	25	16.1
番 組 多 様 化	36	23.2
美 観・管 理 上	1	0.7
計	155	100.0

- (注) 1. 難視聴解消を目的とするものとは、当該有線テレビジョン放送施設のある地域を放送エリアとするテレビジョン放送が、山や建物等によって受信が困難となるため、有線テレビジョン放送により再送信するものをいい、いわゆる区域内再送信である。
2. 番組多様化を目的とするものとは、地元のチャンネルが少ないため当該有線テレビジョン放送施設のある区域を放送エリアとしない遠方のテレビジョン放送事業者の放送番組を受信し再送信するものをいい、いわゆる区域外再送信である。

#### ウ. 料 金

料金は運営主体、設置目的、施設の規模の大小によって異なる傾向を示しているが、契約料については1万円以上2万円までのものが最も多く、次いで2万円以上3万円までのものとなっており、また、利用料については100円以上200円までのものが最も多く、次いで300円以上500円までのものとなっている。

また、料金額の傾向としては、営利事業として番組の多様化のための再送信を行う施設に比較的高額のものが見られるのに対し、都市におけるいわゆる補償施設にあっては、契約料、利用料とも無料ないし比較的低額なものが一般的である。

#### エ. 自主放送

自主放送を行うものは、49年度末現在において17施設となっているが、このうち16施設は、自主放送を再送信と併せて行っているものである。自主放送番組の内容は、地元公共団体や農業協同組合からのお知らせ、地域のニュース等が一般的である。

なお、自主放送について特別の料金を受信者から徴するものは見受けられず、通常の料金のほか広告料等により賄われている。